（任意継続掛金）

第二十八条の二　任意継続組合員に係る任意継続掛金の額は、短期給付（介護納付金の納付に係るものを除く。）に係る掛金にあつては、施行令第四十六条の二第一項の規定による標準報酬の月額に千分の九十三・二〇を乗じて得た額とし、介護納付金の納付に係る掛金にあつては、同項の規定による標準報酬の月額に千分の十六・〇八を乗じて得た額とする。

（資金の繰入れ）

第三十三条　令和七年度における施行規程第七条第一項に規定する短期経理、厚生年金保険経理及び退職等年金経理から業務経理に繰り入れることができる資金の額の限度に係る定款で定める金額は、次の各号に掲げる金額とする。

一　短期経理　千七百三十五円

二　厚生年金保険経理　千四百九十六円

三　退職等年金経理　千三十一円

附　則

［1～15　略］

16　前項の規定により組合が経過的長期給付を行う間における第三十三条の規定の適用については、同条中「三　退職等年金経理　千三十一円」とあるのは、「三　退職等年金経理　千三十一円　四　経過的長期経理　百五十三円」とする。

［17・18　略］

別表第三（第三条、第三十一条関係）

所属所が置かれる支部名	名称	所在地
［略］		
富山支部	公立学校共済組合	
富山宿泊所	公立学校共済組合	富山県富山市
［略］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（任意継続掛金）

第二十八条の二　任意継続組合員に係る任意継続掛金の額は、短期給付（介護納付金の納付に係るものを除く。）に係る掛金にあつては、施行令第四十六条の二第一項の規定による標準報酬の月額に千分の九十三・二〇を乗じて得た額とし、介護納付金の納付に係る掛金にあつては、同項の規定による標準報酬の月額に千分の十五・九二を乗じて得た額とする。

（資金の繰入れ）

第三十三条　令和六年度における施行規程第七条第一項に規定する短期経理、厚生年金保険経理及び退職等年金経理から業務経理に繰り入れることができる資金の額の限度に係る定款で定める金額は、次の各号に掲げる金額とする。

一　短期経理　千三百四十円

二　厚生年金保険経理　千百六十七円

三　退職等年金経理　八百六十六円

附　則

［1～15　同上］

16　前項の規定により組合が経過的長期給付を行う間における第三十三条の規定の適用については、同条中「三　退職等年金経理　八百六十六円」とあるのは、「三　退職等年金経理　八百六十六円　四　経過的長期経理　百二十一円」とする。

［17・18　同上］

別表第三（第三条、第三十一条関係）

所属所が置かれる支部名	名称	所在地
［同上］		
富山支部	公立学校共済組合	
富山宿泊所	公立学校共済組合	富山県富山市
立山保養所	公立学校共済組合	富山県中新川郡立山町
［同上］		

附　則

1　この変更は、令和七年四月一日から実施する。

2　変更後の第二十八条及び第二十八条の二の規定は、令和七年四月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月分前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。